

## 函館市福祉のまちづくり施設整備費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、函館市福祉のまちづくり条例（平成13年函館市条例第48号。以下「条例」という。）に基づき、本市の区域内において、公共的施設について、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用することができるようにするための改修または増築等を行う者に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めることにより、本市の福祉のまちづくりの推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共的施設 本市の区域内に存する条例第2条第3号に規定する公共的施設をいう。
- (2) 整備の基準別表第2に規定する整備の基準をいう。
- (3) 改修出入口の段差の解消、自動扉の設置その他の修繕で、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条に規定する建築、大規模の修繕および大規模の模様替に当たらないものをいう。
- (4) 増築等建築基準法第2条に規定する建築のうち、増築および改築（部分改築に限る。）ならびに同条に規定する大規模の修繕および大規模の模様替をいう。

### (補助の対象工事)

第3条 函館市福祉のまちづくり施設整備費補助金（以下「補助金」という。）の対象となる工事は、公共的施設のうち、別表第1に掲げる建築物に係る別表第2に掲げる整備箇所の整備の基準に適合させるための改修（既に整備の基準に適合している部分の改修を除く。以下同じ。）または増築等で、同表に掲げる工事（以下「対象工事」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる公共的施設に係る改修または増築等の工事は、この要綱による補助の対象としないものとする。

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第17号に規定する施設の増築等（大規模

の修繕および大規模の模様替を除く。)で、当該増築等にかかる部分の床面積の合計が、2千平方メートル以上のもの

(2) 条例およびこの要綱以外の規程に基づき、市長が補助金の交付その他の助成を行う改修または増築等

(補助の対象者)

第4条補助金の交付を受けることのできる者は、対象工事を施工する者(国、地方公共団体および公共的団体を除く。以下同じ。)で次に掲げる要件を備えているものとする。

(1) 市税の納税状況が良好な者

(2) 対象工事を施工するための資金を必要とする者

(補助金の額等)

第5条補助金の交付の対象となる額(以下「補助対象額」という。)は、別表第2に掲げる整備箇所ごとに同表に定める補助基準額と当該対象工事の施工に要する経費とのいずれか少ない額とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象工事の施工にあたり、国、市を除く地方公共団体および公共的団体からの補助金等(以下「国補助金等」という。)が交付される場合は、要綱別表第2に掲げる整備箇所ごとに同表の定める補助基準額と当該対象工事の施工に要する経費から国補助金等を差し引いた後の額とのいずれか少ない額を補助対象額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、当該対象工事が要綱別表第2に掲げる整備箇所のうち2廊下等、3階段、5便所、6駐車場、7敷地内の通路、11観覧席等に係るものであって、同一整備箇所の手すりに係る工事に対しすでに本補助金を交付されている場合は、整備箇所ごとに、同表に定める補助基準額から補助金を交付された手すり工事の補助対象額を差し引いた額と当該対象工事の施工に要する経費(国補助金等が交付される場合は、施工に要する経費から国補助金等を差し引いた額)とのいずれか少ない額を補助対象額とする。

4 補助金の額は、前3項の補助対象額の2分の1以内で、予算の範囲内で市長が定める額とする。この場合において、当該額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

5 対象工事を施工する整備箇所が2箇所以上である場合の補助金の額は、前4項の規定による補助金の額を合算した額とする。

(補助の申請)

第6条補助金の交付を受けようとする者は、対象工事について、その施工前に市長に協議した後、別記第1号様式の申請書により、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 前年度分の市税を完納したことを証する書類

(2) 工事工程表、付近見取図、施工前平面図および施工後平面図

(3) 工事見積書

(4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請をした者は、次条の通知を受ける前に、対象工事に着手してはならない。

(補助の決定等)

第7条市長は、前条第1項の申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、別記第2号様式の通知書により、適当でないと認めるときは補助金の不交付を決定し、別記第3号様式の通知書により、当該申請をした者にそれぞれ通知するものとする。

(変更等の申請)

第8条前条の補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定に係る対象工事を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、別記第4号様式の申請書により市長に申請し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、適当と認めるときは別記第5号様式の通知書により、適当でないと認めるときは別記第6号様式の通知書により、補助事業者にそれぞれ通知するものとする。

3 補助事業者は、当該決定に係る対象工事を中止し、または補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、別記第7号様式の取下書により市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の届出があったときは、補助金の交付の決定を取り消

し、別記第8号様式の通知書により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条補助事業者は、対象工事を完了したときは、別記第9号様式の報告書により市長に報告しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 対象工事に係る費用が確認できる書類
- (2) 工事完了後の写真
- (3) 増改築を伴う工事については、検査済証の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条市長は、前条第1項の報告があったときは、対象工事について検査を行い、補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第10号様式の通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の決定の取消しおよび返還)

第12条市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、または既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により、補助金の交付の決定を受け、または補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他市長が補助金の交付の決定の取消しまたは返還を相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、または補助金の返還を命ずるときは、別記第11号様式の通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補則)

第13条函館市補助金等交付規則(昭和62年函館市規則第43号)およびこの要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年12月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年5月10日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助の対象となる建築物

- (1) 病院，診療所その他これらに類する施設
- (2) 劇場，観覧場，映画館，演芸場その他これらに類する施設
- (3) 集会場，公会堂その他これらに類する施設
- (4) 展示場その他これに類する施設
- (5) 百貨店，マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- (6) ホテル，旅館その他これらに類する施設
- (7) 老人福祉施設，児童福祉施設，障害者支援施設，母子福祉施設，保健センターその他これらに類する施設
- (8) 遊技場，体育館，水泳場，ボーリング場その他これらに類する施設
- (9) 博物館，美術館，図書館その他これらに類する施設
- (10) 公衆浴場その他これに類する施設
- (11) 飲食店
- (12) 郵便局，理髪店，クリーニング取次店，質屋，貸衣装屋その他これらに類するサービスを営む店舗
- (13) 銀行その他の金融保険業を営む店舗
- (14) 一般公共の用に供される自動車車庫
- (15) 公衆便所
- (16) 市役所，保健所，税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- (17) 学校（専修学校および各種学校を含む。）その他これに類する施設
- (18) 事務所（(12)，(13) または (16) に該当するものを除く。）
- (19) 共同住宅または寄宿舎（5 1 戸(室)未満のものを除く。）
- (20) 地下街その他これに類する施設

別表第2（第2条，第3条，第5条関係）

整備箇所	整備の基準	工 事	補助基準額
1 出入口	<p>次に掲げる構造の直接地上または駐車場に通ずる出入口をそれぞれ1箇所設けること。</p> <p>(1) 幅は，内のりを80cm以上とすること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合においては，当該戸は，車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>	<p>直接地上または駐車場に通ずる出入口の整備の基準を満たす工事</p>	<p>500千円</p>
	<p>〈自動扉〉</p> <p>上記の整備の基準に適合させ，戸を設けるにあたり，当該戸を自動的に開閉する構造とする場合</p>		<p>1,000千円</p>

整備箇所	整備の基準	工 事	補助基準額
<p>2 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）</p>	<p>次に掲げる構造の直接地上または駐車場に通ずる1 出入口の項に定める出入口から受付等（常時勤務する者により介助等を受けることができる場所をいう。以下同じ。）に至る廊下等を1箇所設けること。</p> <p>(1) 廊下等の床面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 廊下等の幅は、内のを120cm以上とすること。</p> <p>(3) 廊下等の末端の付近の構造は、車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、区間50m以内ごとに車椅子が転回できる構造の部分設けること。</p> <p>(4) 高低差がある場合においては、傾斜路およびその踊り場または車椅子使用者用特殊構造昇降機（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第2項第1号または第2号の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車椅子使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。</p> <p>(5) 出入口ならびに4 エレベーターの項に定めるエレベーターおよび車椅子使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>(6) 直接地上に通ずる出入口のうち1以上の出入口から受付等に至る経路のうち1以上の経路においては、廊下等に視覚障害者誘導用床材を敷設し、または音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上に通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。</p> <p>(7) 傾斜路の幅は、内のを120cm（段を併設する場合にあっては、90cm）以上とすること。</p> <p>(8) 傾斜路の勾配は、12分の1を超えないこと。</p> <p>(9) 高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けること。</p> <p>(10) 段を設ける場合または傾斜路およびその踊り場を設ける場合においては、手すりを設けること。</p> <p>(11) 傾斜路の床面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(12) 傾斜路は、その踊り場および当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p>	<p>出入口から受付等に至る廊下等に整備の基準を満たす傾斜路等を設置する工事</p>	<p>500千円</p> <p>(10)段を設ける場合または傾斜路およびその踊り場を設ける場合において、手すりを設置する工事のみの場合 100千円</p>



(13) 傾斜路の上端に近接する廊下等および踊り場の部分には、点状注意喚起床材を敷設すること。		
---	--	--

整備箇所	整備の基準	工 事	補助基準額
3 階段（その踊り場を含む。以下同じ。）	<p>次に掲げる構造の不特定かつ多数の者の利用に供し、かつ、直接地上に通ずる出入口がない階に通ずる階段を1箇所設けること。</p> <p>(1) 手すりを設けること。</p> <p>(2) 回り段を設けないこと。</p> <p>(3) 踏面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(4) 踏面の色を蹴上げの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>(5) 階段の上端に近接する廊下等および踊り場の部分には、点状注意喚起床材を敷設すること。</p>	不特定かつ多数の者の利用に供し、かつ、直接地上に通ずる出入口がない階に通ずる階段の整備の基準を満たす工事	<p>500千円</p> <p>(1) 階段に手すりを設置する工事のみの場合 200千円</p>

整備箇所	整備の基準	工 事	補助基準額
4 エレベーター	<p>不特定かつ多数の者の利用に供し、かつ、直接地上に通ずる出入口のない階を有する建築物に、次に掲げる構造のエレベーターを1箇所設けること。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(1) 籠の床面積は、1.83㎡以上とすること。            ((学校(専修学校および各種学校を含む。))その他これに類する施設、共同住宅または寄宿舎(51戸(室)未満のものを除く。))。以下「学校等」という。)において整備する場合を除く。)</p> <p>(2) 籠の奥行きは、内のりを135cm以上とすること。</p> <p>(3) 籠の平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとする。 (学校等において整備する場合を除く。)</p> <p>(4) 籠内には、籠が停止する予定の階を表示する装置および籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>(5) 籠内には、籠が到着する階ならびに籠および昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(6) 籠および昇降路の出入口の幅は、それぞれ内のりを80cm以上とすること。</p> <p>(7) 籠内および乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>(8) 籠内および乗降ロビーに設ける制御装置(前述の制御装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。</p> <p>(9) 乗降ロビーには、制御装置の位置を知らせる点状注意喚起床材を敷設すること。(学校等において整備する場合を除く。)</p> <p>(10) 乗降ロビーの幅および奥行きは、それぞれ内のりを150cm以上とすること。</p> <p>(11) 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に、籠および昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>(12) 学校等において整備する場合は、籠内には、籠および昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認できる鏡を設けること。</p>	<p>不特定かつ多数の者の利用に供し、かつ、直接地上に通ずる出入口のない階を有する建築物に、整備の基準を満たすエレベーターの新設または改修工事</p>	<p>10,000千円</p>
	<p>&lt;改修&gt;</p> <p>上記の整備の基準に適合させる改修の場合</p>		<p>3,000千円</p>

整備箇所	整備の基準	工 事	補助基準額
5 便所	<p>次に掲げる構造の不特定かつ多数の者の利用に供する便所を1箇所設けること。(5)の手すり等のみを設ける場合は必要な箇所。)</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(1) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房(以下「車椅子使用者用便房」という。)を設けること。</p> <p>(2) 車椅子使用者用便房の出入口および当該便房のある便所の出入口の幅は、内のりを80cm以上とすること。</p> <p>(3) 車椅子使用者用便房の出入口または当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(4) 段を設けないこと。</p> <p>(5) 必要に応じ、手すり等を設けること。</p> <p>(6) 床面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <hr/> <p>&lt;改修&gt;</p> <p>上記の整備の基準に適合させる改修の場合</p>	<p>不特定かつ多数の者の利用に供する整備の基準を満たす便所の新設または改修工事</p>	<p>1,000千円</p> <p>(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれの区分ごとに1,000千円)</p> <p>(5) 手すり等を設置する工事のみの場合 300千円</p> <p>(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれの区分ごとに300千円)</p> <hr/> <p>500千円</p> <p>(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれの区分ごとに500千円)</p> <p>(5) 手すり等を設置する工事のみの場合 300千円</p> <p>(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれの区分ごとに300千円)</p>

整備箇所	整備の基準	工 事	補助基準額
6 駐車場	<p>次に掲げる構造の車椅子使用者用駐車施設を1箇所設けること。</p> <p>(1) 車椅子使用者用駐車施設は、当該車椅子使用者用駐車施設に通ずる1 出入口の項に定める出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路（駐車場内の通路または敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(2) 幅員は、350cm以上とすること。</p> <p>(3) 車椅子使用者用である旨を見やすい方法で表示すること。</p> <p>(4) 駐車場内の通路の路面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(5) 駐車場内の通路の幅員は、120cm以上とすること。</p> <p>(6) 駐車場内の通路に高低差がある場合においては、傾斜路およびその踊り場または車椅子使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(7) 傾斜路の幅は、内のりを120cm（段を併設する場合にあっては、90cm）以上とすること。</p> <p>(8) 傾斜路の勾配は、12分の1を超えないこと。</p> <p>(9) 高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けること。</p> <p>(10) 段を設ける場合または傾斜路およびその踊り場を設ける場合においては、手すりを設けること。</p> <p>(11) 傾斜路の路面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(12) 傾斜路は、その踊り場および当該傾斜路に接する駐車場内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>(13) 駐車場内の通路に排水溝を設ける場合においては、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。</p>	<p>出入口から車椅子使用者用駐車施設に至る敷地内の通路および車椅子使用者用駐車施設の整備の基準を満たす工事</p>	<p>500千円</p> <p>(10)段を設ける場合または傾斜路およびその踊り場を設ける場合において、手すりを設置する工事のみの場合 100千円</p>

整備箇所	整備の基準	工 事	補助基準額
7 敷地内の通路	<p>次に掲げる構造の1 出入口の項に定める出入口から道等または車椅子使用者用駐車施設に至る敷地内の通路をそれぞれ1箇所設けること。</p> <p>(1) 敷地内の通路の路面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 敷地内の通路の幅員は、120cm以上とすること。</p> <p>(3) 高低差がある場合においては、傾斜路およびその踊り場または車椅子使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(4) 直接地上に通ずる各出入口から道等に至る通路にあっては、視覚障害者誘導用床材を敷設し、または音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>(5) 直接地上に通ずる各出入口から道等に至る通路にあっては、車路に接する部分、車路を横断する部分ならびに傾斜路および段の上端に近接する敷地内の通路および踊り場の部分には、点状注意喚起床材を敷設すること。</p> <p>(6) 傾斜路の幅は、内のりを120cm（段を併設する場合にあっては、90cm）以上とすること。</p> <p>(7) 傾斜路の勾配は、12分の1を超えないこと。</p> <p>(8) 高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けること。</p> <p>(9) 段を設ける場合または傾斜路およびその踊り場を設ける場合においては、手すりを設けること。</p> <p>(10) 傾斜路の路面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(11) 傾斜路は、その踊り場および当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>(12) 排水溝を設ける場合においては、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。</p>	<p>出入口から当該建築物の敷地に接する道等または車椅子使用者用駐車施設に至る敷地内の通路に整備の基準を満たす傾斜路等を設置する工事</p>	<p>500千円</p> <p>(9) 段を設ける場合または傾斜路およびその踊り場を設ける場合において、手すりを設置する工事のみの場合 100千円</p>

整備箇所	整備の基準	工 事	補助基準額
8 洗面所	<p>次に掲げる構造の不特定かつ多数の者の利用に供する洗面所（便所に併設するものを含む。）を1箇所設けること。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(1) 床面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 車椅子使用者が円滑に利用することができる高さの洗面器を設けること。</p>	不特定かつ多数の者の利用に供する整備の基準を満たす洗面所の新設または改修工事	300千円
	<p>&lt;改修&gt;</p> <p>上記の整備の基準に適合させる改修の場合</p>		200千円

整備箇所	整備の基準	工 事	補助基準額
9 浴室および脱衣室（以下「浴室等」という。）	<p>別表第1の(1)，(6)，(7)または(10)に掲げる建築物に，次に掲げる構造の不特定かつ多数の者の利用に供する浴室等を1箇所設けること。</p> <p>(1) 出入口の幅は，内のを80cm以上とすること。</p> <p>(2) 出入口に戸を設ける場合においては，当該戸は，障害者，高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 出入口には，障害者，高齢者等が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(4) 出入口に戸を設ける場合において，当該戸にガラスを使用するときは，安全な材質のものを使用すること。</p>	不特定かつ多数の者の利用に供する整備の基準を満たす浴室等の工事	<p>500千円</p> <p>（男子用および女子用の区分があるときは，それぞれの区分ごとに500千円）</p>
	<p>別表第1の(1)，(6)，(7)または(10)に掲げる建築物に，次に掲げる構造の不特定かつ多数の者の利用に供する浴室等を1箇所設けること。</p> <p>(1) 手すり等を設ける場合においては，当該手すり等は，歩行や立ち上がり等の動作を補助できる形状とし，かつ，適切な位置に設置すること。</p>		<p>200千円</p> <p>（男子用および女子用の区分があるときは，それぞれの区分ごとに200千円）</p>
	<p>別表第1の(1)，(6)，(7)または(10)に掲げる建築物に，次に掲げる構造の不特定かつ多数の者の利用に供する浴室等を1箇所設けること。</p> <p>(1) 床面は，粗面とし，またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p>		<p>800千円</p> <p>（男子用および女子用の区分があるときは，それぞれの区分ごとに800千円）</p>



整備箇所	整備の基準	工 事	補助基準額
10 シャワー室および更衣室（以下「シャワー室等」という。）	<p>別表第1の(7)または(8)に掲げる建築物に、次に掲げる構造の不特定かつ多数の者の利用に供するシャワー室等を1箇所設けること。</p> <p>(1) 出入口の幅は、内のを80cm以上とすること。</p> <p>(2) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>	不特定かつ多数の者の利用に供する整備の基準を満たすシャワー室等の工事	<p>500千円</p> <p>（男子用および女子用の区分があるときは、それぞれの区分ごとに500千円）</p>
	<p>別表第1の(7)または(8)に掲げる建築物に、次に掲げる構造の不特定かつ多数の者の利用に供するシャワー室等を1箇所設けること。</p> <p>(1) 手すり等を設ける場合においては、当該手すり等は、歩行や立ち上がり等の動作を補助できる形状とし、かつ、適切な位置に設置すること。</p>		<p>100千円</p> <p>（男子用および女子用の区分があるときは、それぞれの区分ごとに100千円）</p>
	<p>別表第1の(7)または(8)に掲げる建築物に、次に掲げる構造の不特定かつ多数の者の利用に供するシャワー室等を1箇所設けること。</p> <p>(1) 床面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p>		<p>200千円</p> <p>（男子用および女子用の区分があるときは、それぞれの区分ごとに200千円）</p>

整備箇所	整備の基準	工 事	補助基準額
11 観覧席および客席 (以下「観覧席等」という。)	<p>別表第1の(2)、(3)または(8)に掲げる建築物の観覧席等に、次に掲げる構造の不特定かつ多数の者の利用に供する車いす使用者用の区画(以下「車いす使用者用席」という。)を1箇所設けること。</p> <p>(1) 観覧席等のある室の出入口から車椅子使用者用席に至る通路には、車椅子使用者が通行する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(2) 傾斜路の幅は、内のを120cm(段を併設する場合にあっては、90cm)以上とすること。</p> <p>(3) 傾斜路の勾配は、12分の1を超えないこと。</p> <p>(4) 高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けること。</p> <p>(5) 傾斜路または傾斜路に段を併設する場合においては、手すりを設けること。</p> <p>(6) 傾斜路の床面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(7) 車椅子使用者用席の床は、水平とすること。</p> <p>(8) 車椅子使用者用席の幅は90cm以上、奥行きは110cm以上とすること。</p>	観覧席等のある室の出入口から車椅子使用者用席に至る通路および車椅子使用者用席の整備の基準を満たす工事	500千円  (5) 傾斜路または傾斜路に段を設ける場合において、手すりを設置する工事のみの場合 100千円

整備箇所	整備の基準	工 事	補助基準額
12 公衆電話所	<p>次に掲げる構造の公衆電話所を1箇所設けること。</p> <p>(1) 出入口の幅は、内のを80cm以上とすること。</p> <p>(2) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 出入口には車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(4) 車椅子使用者が円滑に利用することができる高さの電話台を1以上設けること。</p>	整備の基準を満たす公衆電話所の工事	300千円

整備箇所	整備の基準	工 事	補助基準額
13 カウンターおよび記載台（以下「カウンター等」という。）	次に掲げる構造のカウンター等を1箇所設けること。 (1) 車椅子使用者が円滑に利用することができる構造とすること。	整備の基準を満たすカウンター等の工事	200千円

整備箇所	整備の基準	工 事	補助基準額
14 案内標示	<p>次に掲げる構造の案内標示板（消防法に基づく誘導灯や誘導標識その他法令で設置が義務付けられている設備にあっては，障害者，高齢者等が円滑に利用できるための機能が付加されているものに限る。）を設けること。</p> <p>(1) 高さおよび文字の大きさその他の表示内容に配慮し，障害者，高齢者が円滑に利用できるものとする。</p>	整備の基準を満たす案内標示の工事	500千円

整備箇所	整備の基準	工 事	補助基準額
<p>15 改札口およびレジ通路（商品等の代金を支払う場合における通路をいう。）以下「改札口等」という。）</p>	<p>次に掲げる構造の改札口等を1箇所設けること。</p> <p>(1) 幅は、内のりを80cm以上とすること。</p> <p>(2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(3) 床面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p>	<p>整備の基準を満たす改札口等の工事</p>	<p>500千円</p>

整備箇所	整備の基準	工 事	補助基準額
16 授乳およびおむつ替えの場所	次に掲げる構造の授乳およびおむつ替えのできる場所を1箇所設けること。 (1) ベビーベッド等を設けるとともに、出入口付近には、その旨を表示すること。	整備の基準を満たす授乳およびおむつ替えの場所の工事	200千円

別記第1号様式（第6条関係）

函館市福祉のまちづくり施設整備費補助金交付申請書

年 月 日

函館市長 様

住所  $\left( \begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる事務所} \\ \text{の所在地} \end{array} \right)$

申請者

氏名  $\left( \begin{array}{l} \text{法人にあつては、その名称およ} \\ \text{び代表者の氏名} \end{array} \right)$

補助事業の名称 函館市福祉のまちづくり施設整備事業  
(工事名： )

上記の補助事業に関し、補助金の交付を受けたいので、函館市福祉のまちづくり施設整備費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

公共的施設の名称			
公共的施設の所在地			
主たる用途		構造	
階数	地上 階・地下 階	建築面積	m <sup>2</sup> ( 戸 (室) )
※整理番号		施工面積	
工事内容			
工事の予定年月日	着手	年 月 日	完了 年 月 日
補助事業に要する経費	円	補助金交付申請額	円
連絡先	住所		
	氏名		
	電話番号		

添付書類

- 1 前年度分の市税を完納したことを証する書類
- 2 工事工程表、付近見取図、施工前平面図および施工後平面図
- 3 工事見積書
- 4 その他市長が必要と認める書類

注 1 ※欄は、記入しないでください。

2 対象工事が建築確認の申請を要する場合には、当該申請に添付する書類の写しをもって添付書類の2に代えることができます。



別記第4号様式（第8条関係）

函館市福祉のまちづくり施設整備費補助金変更承認申請書

年 月 日

函館市長 様

住所  $\left( \begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる事務所} \\ \text{の所在地} \end{array} \right)$

申請者

氏名  $\left( \begin{array}{l} \text{法人にあつては、その名称およ} \\ \text{び代表者の氏名} \end{array} \right)$

補助事業の名称 函館市福祉のまちづくり施設整備事業  
(工事名： )

上記の補助事業に関し、 年 月 日付けで補助金の交付の決定を受けた内容を変更したいので、函館市福祉のまちづくり施設整備費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、その承認について関係書類を添えて申請します。

変更の理由		
変更の内容	変更前	変更後
補助事業に要する経費	円	円
補助金の額	円	円
補助事業の完了期限	年 月 日まで	年 月 日まで

- 注 1 変更の理由および内容は、具体的に記載すること。（別紙に記載してもよい。）  
2 市長が必要と認める書類を添付すること。

別記第7号様式（第8条関係）

函館市福祉のまちづくり施設整備費補助金交付申請取下書

年 月 日

函館市長 様

住所  $\left( \begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる事務所} \\ \text{の所在地} \end{array} \right)$

申請者

氏名  $\left( \begin{array}{l} \text{法人にあつては、その名称およ} \\ \text{び代表者の氏名} \end{array} \right)$

補助事業の名称 函館市福祉のまちづくり施設整備事業  
(工事名 : )

補助金交付決定通知額 \_\_\_\_\_ 円

上記の補助事業に関し、 年 月 日付で補助金の交付の決定を受けましたが、次の理由により、工事を中止し（申請を取り下げ）たいので、函館市福祉のまちづくり施設整備費補助金交付要綱第8条第3項の規定により届け出ます。

中止または 取下げの理由	
-----------------	--

別記第9号様式（第9条関係）

函館市福祉のまちづくり施設整備事業実績報告書

年 月 日

函館市長 様

申請者 住所  $\left( \begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる事務所} \\ \text{の所在地} \end{array} \right)$   
氏名  $\left( \begin{array}{l} \text{法人にあつては、その名称およ} \\ \text{び代表者の氏名} \end{array} \right)$

補助事業の名称 函館市福祉のまちづくり施設整備事業  
(工事名： )

年 月 日付けで補助金の交付の決定を受けた上記の補助事業について、工事を完了したので、函館市福祉のまちづくり施設整備費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり報告します。

公共的施設の名称	
公共的施設の所在地	
補助金交付決定年月日	年 月 日
工事の完了年月日	年 月 日
補助金交付決定通知額	円

添付書類

- 1 工事に係る費用が確認できる書類
- 2 工事完了後の写真
- 3 増改築を伴う工事については、検査済証の写し
- 4 その他市長が必要と認める書類